

鳥取県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年3月8日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
郡家鹿野気高線	八頭郡八頭町船岡字狐塚下分1861地先から同町船岡字下モ向田245-2地先まで	変更前	17.5~29.6	99.0
		変更後	17.5~32.1	99.0
河原インター線	八頭郡八頭町西御門字隅ノ内270-1地先から同町船岡字狐塚下分1861地先まで	変更前	9.5~52.4	2,078.0
		変更後	9.5~52.6	2,078.0